

令和6年度版 桑名市結婚新生活支援事業に関するQ&A

令和6年4月1日作成

申請に関すること

Q1. 申請から交付まではどのような流れですか。

A. 桑名市の特設ホームページから又はチラシのQRコードを読み込んでいただき

オンラインで申請を行っていただきます。

提出書類を審査させていただき、交付が決まりましたら申請者にあてに交付決定通知を**メールにて送付**します。

交付決定後は、**オンラインで補助金の請求手続き**を行っていただきます。請求手続きは、同じく、特設ホームページから又は交付決定通知メールに記載させているURLからできます。

※すべての手続きはオンライン（メール手続き）なので、登録するメールアドレスはよく使うアドレスにしてください。書類不備連絡等がありますので、申請後は常にメールをチェックしてください。

Q2. 申請はいつすればいいですか。

A. 申請期限は令和7年3月31日ですが、予算がなくなり次第、受付を締め切りますので、ご注意ください。受付を締め切る時は桑名市ホームページにてご案内致します。

Q3. 来年度も同じ補助金はありますか。

A. 来年度も同じ補助金交付があるかは決まっておりません。決まりましたら、桑名市ホームページにてご案内致します。

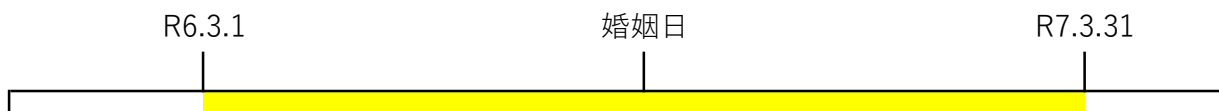
Q4. 他の補助金制度と併用は可能ですか。

A. 国の他の住宅に係る補助金制度との併用はできません。ただし、桑名市が行っている「桑名市移住・定住促進事業補助金」との併用は可能です。

世帯に関すること

Q5. 対象となる新婚世帯はいつからいつまでに結婚した世帯ですか。

A. 令和6年3月1日から令和7年3月31日までです。



ただし、予算がなくなり次第、受付を締め切ります。

Q6. 対象となる年齢は、いつの時点の年齢ですか。

A. 婚姻日時点の年齢です。

※年齢計算に係る法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算

されますのでご注意ください。

Q7. 再婚の場合は対象になりますか。

A. 対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が過去に本申請をうけたことがある場合は対象となりません。

Q8. 日本国籍を有しない世帯も対象になりますか。

A. 対象となります。ただし、在留資格や期間によっては対象とならない場合がありますので詳しくはお問合せ下さい。

Q9. 生活保護受給世帯も対象になりますか。

A. 対象となります。ただし、本補助金の対象となる費用（住宅取得費、住宅リフォーム費用、住宅賃貸借費用及び引越費用）について、生活保護による生活扶助又は住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合、その部分については本交付金の対象外となります。

所得に関すること

Q10. 夫婦の合計所得金額が「500万円未満」とありますが、年収の目安はどれくらいですか。

A. 給与所得者の場合、年収に換算すると670万円が目安となります。ただし、夫婦それぞれの収入額によって計算方法が変わります。詳しい金額の確認方法はQ10をご覧ください。

Q11. 所得の確認はどのようにすればいいですか。

A. 市県民税の納税通知書や納付書で確認できます。また、所得が給与のみの場合は源泉徴収票でも確認できます。源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を参照してください。

なお、上記書類に記載されている所得額はあくまで目安です。実際の申請には**課税（所得）証明書**が必要となりますのでご注意ください。

Q12. 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつですか。

A. 課税（所得）証明書の期間（令和5年1月～12月）と同一となります。

費用に関すること

Q13. 対象となる費用は何ですか？

A. 以下のもので、支払済の費用が対象となります（基本的に夫婦のどちらかが契約者の場合に限ります。）。ただし、勤務先から手当が支給されている場合は、手当分を除いた額が対象です。

① 住宅取得費用（土地代、ローン返済手数料は除く。）

② 住宅のリフォーム費用

住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要した費用（倉庫、車庫等の工事に係る費用及び門、フェンス、植栽等の外構の工事に

係る費用並びにエアコン、洗濯機等の家庭用電気機械器具の購入又は設置等に係る費用を除く。)

③住宅賃貸借費用

住宅の賃料、共益費、敷金、礼金及び仲介手数料(媒介手数料)

④引越費用

引越し業者または運送業者に支払った費用(不用品の処分費用や物品の購入費用、レンタカー費用は除く。)

すべての項目において、内訳がわかる明細が必要となります。

Q14. 対象となる費用の支払期間はいつですか。

A. 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用が対象です。

Q15. 対象となる費用の契約開始時期に決まりはありますか。

A. 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間で、婚姻日以降に契約しかつ支払った費用が対象となりますが、

住宅取得費用及び住宅リフォーム費用：**婚姻日前1年以内**に契約したのも対象となります。

住宅賃貸借費用及び引越費用：**婚姻日前6か月以内**に賃借の契約をし、又は同居のために引越したのも対象になります。

※上記以前に契約したものは対象費用ではありません。

※ただし、予算がなくなり次第、受付を締め切りますので、対象期間の費用が全て補助金対象として確定されるものではありません。

※これらは結婚を機に支出した費用でなければなりません。

<賃貸借契約のケース>

ホームページの**賃貸借契約チェック表**を参照してください。

Q16. 夫婦の一方が以前から居住していた住宅に、婚姻を機に同居を開始する場合は対象になりますか。

A. 対象になります。ただし、同居を開始した日の属する月以降の費用が対象です。また、その日付及び同居者名が契約書等で確認できなければなりません。

Q17. 住居取得の際、建物と土地を一体のものとして購入(建売分譲住宅)し、代金を区分することができない場合の取り扱いはどうなりますか。

A. 不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は通常区分が可能です。売主等に建物代のみの価格を確認してください。

Q18. 住宅を取得した場合、土地購入費は対象になりますか。

A. 対象になりません。

Q19. 住宅の取得費用について、住宅ローンの返済は対象になりますか。

- A. 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに返済した費用であれば対象となります。
なお、対象期間外のローンを前払いで支払う場合は、支払日が対象期間内であっても補助の対象とはなりません。

Q20. 住宅建築中のため等、当該住宅の住所に住民票を置くことができない場合、申請はできますか。

- A. 申請できません。住宅取得については、当該住宅を取得済であって、住民票を当該住所に置くことができた場合のみ、申請可能となります。

Q21. リフォームに係る住宅の契約名義人が夫婦の名前で無い場合も対象になりますか。

- A. 対象になります。ただし、夫婦又はどちらか一人の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。

Q22. 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか。

- A. 対象になります。ただし、賃貸借契約により本来貸主が負担すべき修繕費用でないことを確認させていただきます。
ただし、Q14.に記載の項目は除きます。

Q23. 月々の家賃に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうすればいいですか。

- A. 家賃の賃貸借に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は、駐車場代等を補助の対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は、当該金額を月々の賃料から控除した金額を補助の対象とします。

Q24. 勤務先が借借人である物件（社宅等）に入居し、勤務先に対し対象経費を支払っている場合は対象になりますか。

- A. 対象になります。ただし、領収書や給与明細等により申請者が勤務先に対し支払をしていることが客観的に確認できることが必要となります。

Q25. 住居の契約名義人が夫婦以外（夫婦の親等）の場合は、対象になりますか。

- A. 対象になりません。
ただし、夫婦名義で契約できないやむを得ない事情（未成年等）があり、当該事情が書類等で確認できる場合は、対象になり得ます。
夫婦以外の契約名義の場合において、その住宅のリフォーム費用を夫婦どちらかの名義で契約し支払場合等は対象となります。 ※Q23参照

Q26. 公営住宅や地域優良賃貸住宅等に入居している場合は対象になりますか。

- A. 対象になります。
ただし、地域有料賃貸住宅において、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、対象となる費用から控除いたします。

Q27. 夫婦の一方または双方の親等の親族が同居する場合は、補助の対象になりますか。

A. 対象になります。

ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかで行っていることが必要となります。

Q28. 引越費用について、対象になる費用は何ですか。

A. 引越し業者や運送業者に支払った費用のうち、引越し運送費用や荷造り等のサービス費用が対象になります。不用品の処分費用や物品の購入費用、レンタカー費用は対象になりません。

提出書類に関すること

Q29. 申請に必要な提出書類は何ですか。

A. 必要書類は以下の通りです。申請書類は申請される状況に応じて必要な書類が異なりますので、詳細はホームページの必要添付書類にてご確認ください。

・婚姻後の戸籍謄本

・夫及び妻の所得課税証明書 ※令和4年から桑名市に住所がある場合は不要

・夫及び妻の市税等の納税証明書（課税がある場合）

※令和4年から桑名市に住所がある場合は不要

・貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し（貸与型奨学金の返済を行っている場合）

Q30. 申請に必要な証明書等はどこで取得できますか。

A. 戸籍謄本は桑名市役所1階窓口にて取得できます。（桑名市外に本籍がない方も）

戸籍謄本（桑名市内に本籍がある方）、納税証明書、住民票及び所得証明書は、桑名市役所1階窓口又はお近くの各地区市民センター（多度・長島・大山田）、サテライトオフィスで発行できます。（本人確認書類が必要）

戸籍謄本、納税証明書、住民票及び所得証明書については、マイナンバーカードをお持ちの方は「コンビニ交付サービス」でも取得できます。

※所得証明書は、1月1日時点で住民票のある市町村で取得できます

5月末までに申請される方は、令和5年1月1日の居住地の市町村役場にてお取りください。

6月以降の方は令和6年1月1日の居住地の市町村役場にてお取りください。

Q31. 課税（所得）証明書の代わりに源泉徴収票を提出することはできますか。

A. 提出することはできません。申請時には、市町村で発行した課税（所得）証明書が必要です。

Q32. 1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国人で課税されておらず、課税（所得）証明書が取得できない場合はどうしたらいいですか。

A. 住民票の写し等で、課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認し、令和5年の収入が確認できる資料（給与明細等）により、所得を推計させていただきます。

Q33. 貸与型奨学金の年間返済額の分かる書類とは何ですか。

- A. 奨学金返済証明書の写しを提出することが望ましいが、同証明書の提出が困難な場合には、通帳等により返済額が確認できる写しでも構いません。その場合は、奨学金の名義がわかるものと通帳の表紙及び該当ページの写しを提出してください。所得と貸与型奨学金の計算については、桑名市ホームページのセルフチェック表にてご確認ください。

Q34. 外国人で日本の戸籍がない場合、戸籍謄本以外に婚姻を証明する書類は何ですか。

- A. 各大使館等で婚姻証明書を発行してもらってください。その際は、婚姻日がわかるものを提出してください。

Q35. 契約書はどのページが必要ですか。

- A. ①**住宅を取得した場合**は、建物の金額、契約日、申請者と相手方の押印が記載されている全てのページが必要です。
②**住宅をリフォームをした場合**は、建物の金額、契約日、申請者と相手方の押印、記載されている全てのページとリフォーム内容の内訳も必要です。
③**賃貸借契約書**は、夫婦双方の氏名、内訳（賃料、共益費、礼金、仲介手数料等）、と契約日が記載されている必要があります。

Q36. 引越しに係る契約書が無い場合はどうしたらいいですか。

- A. 見積書の写しを提出してください。ただし内訳が記載されているか、別途内訳書を提出してください。

Q37. 領収書には何が書かれている必要がありますか。

- A. 支払者氏名、支払金額、支払日、支払先が記載されている必要があります。
なお、契約書等で内訳が確認出来ない場合は、領収書に内訳が記載されているか、別途内訳書を提出してください。

Q38. 毎月同じ金額ですが、賃借の領収書は1枚でいいですか。

- A. 申請する月数分の支払い済の証明（領収書）が必要となります。

Q39. 口座引き落としのため、領収書がありません。どうしたらいいですか。

- A. 賃貸借契約をしている会社（不動産会社）に問合せをして領収書を入手してください。領収書の取得が困難な場合には、通帳の該当ページの写しや銀行の振込明細の写しを提出してください。その際は、通帳の表紙を提出してください。

Q40. インターネットバンクで通帳が無い場合はどうすればいいですか。

- A. 賃貸借契約をしている会社（不動産会社）に問合せをして領収書を入手してください。領収書の取得が困難な場合には、インターネットバンクの場合は口座名義と家賃等の金額がわかる部分のが画面コピーを提出してください。

Q41. クレジットカード、スマートフォンアプリ等で支払をしている場合の支払証明には何が必要ですか。

- A. 賃貸借契約をしている会社（不動産会社）に問合せをして領収書を入手してください。領収書の取得が困難な場合には、クレジットカード、スマートフォンアプリの明細（利用金額や獲得ポイントが分かるもの）の写し及びクレジットカード、スマートフォンアプリ利用額が引き落とされたことがわかる銀行口座の通帳の写し等を提出してください。

Q42. 領収書に補助対象経費以外の費用が含まれている場合どうすればいいのですか。

- A. 領収書などに光熱費等の補助対象経費以外の費用が含まれている場合には、内訳が分かる書類を提出してください。（内訳がない場合は、対象にならない可能性があります。）